

清代珠江デルタの地域社会 —— 香山県のばあい (中) ——

西 川 喜久子 *

Local Societies in the Pearl River Delta during the Qing (清) Period
— A Study of Xiangshan-xian (香山県) II —

Kikuko Nishikawa *

Received October 29, 1999

はじめに

- I 香山県の沿革
 - II 地域経済
 - III 宗族と郷紳
 - (1) 概況 (以上, 第22号)
 - (2) 大欖都 (本号)
 - (i) 有力宗族
 - (ii) 自治組織
- (以下, 次号)

III 宗族と郷紳

(2) 大欖都

大欖都は大欖・小欖・古鎮・海洲・曹歩の5村から成り、初期には大欖が大欖都の中心であった。しかし大欖は河道の淤塞・変遷と景泰元年(1450)、黄蕭養の乱(正統十四年~景泰元年・1449~1450)鎮圧の際に蹂躪されたことも加わって衰退し、大欖都の経済的中心が小欖に移り始め、清代の大欖都では経済的にも文化的にも小欖が圧倒的優位をしめるようになった。民国初年、始めて小欖鎮が設けられた。⁽²⁰⁾

『小欖鎮初志』(以下、『初志』と略記)が当地の墓碑と古老の伝承に基づいて記すところによれば、杜・曾・羅・毛・曹の5氏の宗族が小欖開村の祖であった。このうちもっとも早く小欖に定住したのは杜氏で、南宋嘉定六年(1213)のことであった。ついで、南宋咸淳十年(1274)頃前後して、李(始遷祖必貴)・何(始遷祖貴九郎・貴十郎)・劉(始遷祖諦綬)・

* 外国語学部
Faculty of Foreign Languages

梁（始遷祖緒庵）・甘（始遷祖祐卿）・石（始遷祖聯英）・朱（始遷祖欖清）などの宗族が、やや遅れて麦氏（始遷祖元俊）が、いずれも南雄珠璣巷から遷来したとされる。開村の祖として挙げられている5氏宗族のうち羅氏は、『初志』によれば、開村初期には富裕であったが、その後何氏に所有地を買い取られて他郷に移住、その他の曾・羅・毛氏らの宗族も大部分が外地に移住した、という。5氏より少し遅れて南宋末に遷来したとされる諸氏宗族のうち、何氏九郎派・同十郎派・李氏・麦氏が明清を通して繁栄し、小欖の支配的勢力を形成することになる。この小欖の支配的勢力3姓4宗族にはそれぞれ族譜が残されているので、以下、族譜に基づいて各宗族の沿革を描いてみる。

(i) 有力宗族

何氏九郎派

民国『統志』巻三、輿地、氏族（以下、民国『統志』、氏族と略記）には大欖都小欖の何氏の宗族が計8宗族挙がっているが、その中で移住時期が早く、丁口数・科挙合格者数が多いという点で圧倒的優位を誇ったのは何氏九郎派と同十郎派である。この2宗族は、北宋の状元尚書右僕射何楨の長子雍の子と次子熙の子、計10人の孫（即ち貴一郎から貴十郎まで）のうち、貴九郎（諱恵）と貴十郎（諱琳）が南宋紹興年間に南雄から小欖に遷居し、「各々戸族を開いた（各開戸族）」としており、清末民国期の丁口数はそれぞれ2000人と4000人を数える⁽²¹⁾。貴九郎派と貴十郎派は合同で僕射祖祠（始祖楨が尚書右僕射）を建設してはいるが⁽²²⁾、それぞれ別個に大宗祠を建設しており、族譜の編纂方針も全く異なる。つまり両支派は同宗と称してはいるが、社会的にはそれぞれ独自の宗族組織として機能していたと認められる。民国『統志』、氏族にはこの2宗族の他に、始祖または始遷祖を異にする何姓6宗族が記載されており、そのうち移住時期が最も早く、丁口数も多いのは彭沢を始遷祖とする1宗族で、移住後16世代を経、丁口数1100を数えるが、政治的社会的勢力としてはほとんど無力であったと推測される。なお、以下頻出する移住後の経過世代数と丁口数は、とくに断りのない限り民国『統志』、氏族の記載に基づいており、清末民国初期（19世紀末～20世紀初）の時点での数字である。

何氏九郎派には『何氏九郎族譜』（民国十四年・1925の跋を付す）がある。これによると、6世祖（以下6世は⑥の如く記す）漢溟（号雲巖）が洪武十四年（1381）、「大欖都第一団（図の誤記か）里長」となり、十六年南京鎮南衛百戸所の戍兵に充てられたが（十六年収集軍戍於南京鎮南衛百戸）、高齢のため長子の⑦澤遠（字元遠，号環溪）が代わって従軍した（代父戍南京鎮南衛）。「妣黎氏勤儉有内助之賢，多置田産」とある。澤遠は永楽五年（1407）、鄭和に従って「西洋」に遠征し、その功により総旗に昇進、後さらに戦功により百戸に昇進した。その一子⑧洪任が後をついだが早逝、争継すること数年におよんだため、結局世襲権を失って「革職为民」とある。即ち、何氏九郎派は里甲制施行と同時に里長に任じ、併せて南京鎮南衛百戸所の戍兵となり、百戸（武官）まで昇進したというのであるから、明初は軍籍であったが、その後世襲権を失って民籍に転じたわけである。

次子⑦澤深（字元深，号東里）は「厥家創置田地，宣德七（年）造冊，公承戸」とあり、長子⑦澤遠が軍籍を継いで従軍したため、次子⑦澤深が里長を継いだようであるが、黄蕭養の乱で一家はほとんど滅亡したという。娘に奄田一頃をもたせたとあるから、明初（14世紀後半～

15世紀前半)すでに相当な土地を所有していたことがうかがえる。三子⑦澤暢(字仲喬,号東溪)についても、「勃然興作增益田産,子孫至今世守勿失,皆公之賜也」とある。「多置田産」「創置田地」「勃然興作增益田産」などの語から、九郎派は明初,7世の代で田産を急増させたことがうかがえ,おそらくこれを契機としてであろう,この7世で環溪・東里・東溪・晦溪(漢溟四子⑦澤広の号)の4大房に分かれた。東溪房はさらに明中期(15世紀後半~16世紀前半),10世で桂庭祖(⑩万唐)支房・中山祖(⑩万虞)支房・菊庭祖(⑩万夏)支房・対山祖(⑩万周)支房の4支派に分かれ(後掲表8参照),桂庭祖支房は11世で2派に,内,長房は13世でさらに3派に分派,東里房・晦溪房も16世でさらに分派している。中山祖支房(科挙合格者を出していないため,表8には載せていない)の祖⑩万虞について、「蓄積有余,創置田宅,菊庭祖支房の祖⑩万夏について、「恪守先業,勤儉継作,増置産業,対山祖支房の祖⑩万周についても、「恪守先業,倍有增益」とあり,ほかに晦溪房の⑩万高について「勤儉自励,克復産業,以起其家,同じく晦溪房の⑩万閩について、「家業頗有可觀」など,明中期から後期にかけて一部の族人は所有地を拡大,「起家」した。中山祖⑩万虞についてはさらに「未嘗營々逐什一之利,即錢穀出入生息,不責人以厚償……即斤斤事貿易,競錐刀号称巧算,而力取者不及也」とあるから,商業で成功したことがうかがわれる。

この経済的基礎の上に,嘉靖元年(1522),⑥漢溟と始遷祖貴九郎から五世祖までを祀る九郎派の大宗祠何太卿大宗祠(堂号流慶堂)を建設,嘉靖二十年,⑦澤深の玄孫にあたる東里房鳳隱祖支房の⑪派行が,小欖最初の進士となり(太僕寺正卿),万暦年間(1573~1620)には『何氏九郎族譜』を編纂するに至る。

族田については『族譜』巻一,「祖祠祭田」に,僕射祖祠万福会・太卿大宗祠流慶堂・大夫七世祖祠世徳堂(二房⑦東溪祖を祀る)3祠堂の祭田リストがある。大部分が1坵30畝以下の地片からなり,それらを合計するとそれぞれ約660余畝・330畝・340畝となる。購入の時期は,僕射祖祠が道光十五年(1835)から同治十一年(1872)にかけてであることがわかるほかは不明である。前述の通り10世以下でさらに分支しているが各分支ごとの族田については一切記載がない。

さて,『何氏九郎族譜』は,10世祖までは各祖について小伝をのせているが,11世以降ほとんど行述の記録がない。僅かな記述を拾ってみると,

⑩彩梅(号如台,康熙十四年~康熙六十一年・1675~1722,対山祖支房)について,「儉約持家広積田産至十余頃」とあり,清初に1000余畝の田産を有していたことが注目を引く。

⑩派瑤(号石泉,道光五年~光緒三十一年・1825~1905,中山祖支房)について,

少孤而貧,年十四奮志業商,……年二十五為茶行,巨商東主皆倚重,……業茶四十余載,頗獲資財,帰置産業。親戚仰瞻者数家。

とあり,その次子⑩兆元(庠名朝淦,優貢生。⑩派瑤の弟⑩派璋の子として入継,民国譜を編纂。同治二年~・1863~)について,

操鐸四十余年,晚承先業頗可自足,……十世中山祖嘗,積蓄饒裕,為置産業,公之力也。などあることにより,清末道光から光緒期に,⑩派瑤・⑩兆元の父子が茶行を經營して巨利を得,中山祖支房の族産を拡大したことがわかる。

科挙合格者についてみると、進士は明清兩代を通じて①派行（嘉靖二十年・1541）1名、挙人は同じく⑬挺（原名孫謀，万曆七年・1579）から⑭廷杰（同治六年・1867）に至るまで計15名、武進士は⑯大鎮（乾隆四十三年・1778）1名、武挙人は嘉慶年間（1796～1820）に⑰英賢（榜名金璋）等3名が出ている。九郎派は明後期、小欖最初の進士を出して声望を高めたとはいえ、その後は、清中・後期に13名の挙人を出したのを除き、科挙合格者は必ずしも多いとはいえない（表7，8参照）。

何氏十郎派

十郎派には、『何氏族譜』（光緒三十三年・1907重修）があるが、筆者が披見し得た『族譜』の大部分は「宗支図」で占められている。この宗支図によると、十郎派は、明初、6世で長房顕民・二房顕礼・三房顕智・四房顕信の4大房に分かれ、明中期、10世で、長房顕民房は廷猷祖（⑩珙）から侶漁祖（⑩嘉）まで計41の支房に、三房顕智房は若間祖（⑩孟春）から純齋祖（⑩純）まで計6の支房に分支している（表8参照）。なおこの頃、長房顕民祖10世の族人（男子，以下同じ）は50名弱、11世の族人と合わせても100余名にすぎない。三房と四房は10世・11世の2世代合わせてそれぞれ30余名ずつ、二房は僅か6名である。つまり、明中期、十郎派の族人は4大房合わせてもまだ200人に満たなかった。

『族譜』は族人の科挙歴・官歴・職歴などは、項目ごとにまとめてリストアップしているが、行述に関する記録は欠けているため、以下の族人に関する記述は主として『県志』列伝の記事によっている。

十郎派で『県志』列伝に最初に登場するのは、⑥顕民の長子⑦図源（字希古，号松隱）である。康熙『県志』巻七，人物には，明正統八年（1443），穀1000石を供出した功で義民として顕彰され，「本戸の雑泛差役三年を免ず」とある。『初志』によると⑦図源は，正統年間（1436～1449），小欖最大の地主商賈で，土地2万8000余畝（280頃）を擁宥，「成千累万石計的穀物資本」を積み“何百万”と称されていた。正統八年，福建まで糧食を販運に行った際，当地が飢饉にみまわれていたため，運んできた1000石を官衙に差し出したのだ，という²³。この⑦図源の孫⑨龜（号定庄）の尽力で，九郎派と同じ年，嘉靖元年（1522）に，⑥顕民（号月溪）を祀る十郎派の大宗祠何内閣大宗祠（堂号烏環堂）を創建している。

⑦図源に続いて『県志』列伝には，⑪世睿（三房純齋祖支房）と，その子で明代の香山三何と称されたという⑫述忠・述鉉・述瓚の3兄弟，⑫述鉉の子で十郎派最初の進士⑬吾驥（万曆四十七年・1619）らの名がみえる。吾驥は礼部尚書まで上り，福州の南明弘光朝政権の首輔に任ぜられた。⑬吾驥の第5子⑭鞏道は「抗清不仕，蓄意反正」のため，連累をおそれた族人によって殺害されたという（『初志』）。万曆年間（1573～1620），この⑬吾驥と挙人⑰日辛・日寅兄弟（長房海野祖支房）らが中心になって大宗祠を改建，『何氏族譜』を編纂した。大宗祠は清初の遷海の際に破壊され，乾隆年間（1736～1795）に再建，『族譜』も嘉慶年間（1796～1820）に再修されている。

大宗祠の祭田については巻一，「大宗祠蒸嘗田地」の項に土名・税畝・字号・四至・丈尺が詳記されており，その多くは10畝以下の零細な地片であるが，集計すると1000畝（10頃）近くなる。しかし，この項は光緒譜重修に際して，嘉慶譜をそのまま転載したものとみられ，道光年間以降の増加分は不明である。各支派分房ごとの族田も知る由がない。

何氏十郎派は、明中期から後期にかけて⑦図源が財を築き、その基礎の上に大宗祠を創建、明末12・13世で進士・挙人を出したことにより小欖の最有力宗族としての地位を確立したといえよう。

清代に入って以後の十郎派族人の動静をみると、『初志』は、康熙から雍正にかけて（17世紀後半～18世紀初）小欖の多くの「世家子弟」が酒米店を営んで暴利をむさぼったとして、米商何世寧の例をあげている。何世寧は17頃の田地を購入し、また、大欖と小欖の間に高さ5丈（16～17メートル）余の“中欖楼”を建て、そのまわりに20余りの住宅を配置して、5～6代の子孫がここに世居していた、という。『族譜』を徴すると、十郎派長房迎陽祖支房に⑩世寧（字衍芳，号静遠）の名があり、長子⑪天本は道光十四年（1834）の挙人である。⑩世寧については、『農業志』にも、「清初何姓の一地主が占有していた田産は19頃50畝に上り、すべて西海十八沙に分布していた」とし、附注で乾隆五十八年（1793）の何衍芳（⑩世寧）の〈分家合約〉から「田産約十七頃，連承先業一応税産十九頃五十余畝」という記事を引いている²⁴⁾。

『初志』はさらに、2～3頃を所有する地主であった何品益が絲庄（同記絲庄）を興し、容奇（順徳県）・仏山（南海県）・広州などにも絲庄を設けて直接外商と交易、46年間絲庄を経営した末、死後60頃余の土地を遺したと記している。同じく『族譜』を徴すると、長房南橋祖支房に⑫日修（字品益，号搗亭）の名がみえる。また、道光二十年（1840）前後に、何品槐・品衡・品盖の3兄弟，何紹泰・明泰・吾泰・恒泰の4兄弟及び何振紀・振丙・振旅・振頭・振盖の5兄弟が各人それぞれ20～30頃以上の土地を所有しており，“三品四泰五大振”と称されたという。²⁵⁾『族譜』を徴すると、長房南橋祖支房に⑬殿祥（字品尚）・殿榮（字品槐，⑭閏広，字振芳を入継）・汝成（字品衡）3兄弟の名が、三房粵峯祖支房に⑮応文（字昭泰）・応挙（字名泰）・応書（字晋泰）・応時（字恒泰）4兄弟の名が、さらに長房南橋祖支房に⑯逢泰（字振紀）・逢堯（字振丙）・永清（字振旅）・逢時（字振頭）・逢韶（字振善）5兄弟の名がみえる。字が一致しないものもあるが、おそらくこの3組の兄弟に間違いのないであろう。絲庄経営で成功したという上記⑫日修（字品益）は⑫殿祥（字品尚）の季弟（4弟）である。²⁶⁾

以上により、十郎派内の一部の家族が清代中期までに商業活動によって取得した莫大な利益を土地に投資、大地主に成長したことを見て取ることができよう。

十郎派の科挙合格者についてみると（表7，8参照），進士が⑬吾驄（万曆四十七年・1619，三房純齋祖支房）を嚆矢として⑱作猶（光緒二十四年・1898，長房南橋祖支房）に至るまで9名，挙人は⑩梁（嘉靖十三年・1534，二房）から⑲作権（光緒二十七年・1901，長房南橋祖支房）まで計35名，武進士は⑲定江（乾隆四十五年・1780，長房南橋祖支房）から⑲乃益（光緒二十五年・1899，長房南橋祖支房）まで計18名，武挙人は，⑯德勤（康熙五十年・1711，長房南橋祖支房）から⑲作桀（光緒二十年・1894，長房南橋祖支房）まで計46名に上る。進士と武進士についてみると、大欖都全体の半数前後を何氏十郎派が占めているわけである。上述の通り十郎派は明初に4大房に分かれ、明中期にさらに4大房合わせて計50余の支派に分支しているが、二房は嘉靖十三年に十郎派で最初の挙人⑩梁が出た後、族人がほとんど絶え、四房は明清を通じて1名も科挙合格者を出していない。長房と三房でも、2名以上の科挙合格者を出しているのは9支派のみで、残り40余の支派の大部分は明清両代を通じて科挙合格者を1名も出していない。表8の「未詳」は『族譜』選挙表には名があるが（所属する房・支房までは記載

されていない) 宗支図中にその名を探し出せなかったものである。

表7 大槻都各宗族時代別科挙合格者数

		明	順治 ～雍正	乾隆 ～嘉慶	道光 ～同治	光緒	計
何氏 九郎派	進士	1	0	0	0	0	1
	挙人	2	0	8	5	0	15
	武進士	0	0	1	0	0	1
	武挙人	0	0	3	0	0	3
何氏 十郎派	進士	2	0	0	5	2	9
	挙人	9	2	9	10	5	35
	武進士	0	0	4	8	6	18
	武挙人	0	2	15	21	8	46
李氏	進士	1	0	0	0	2	3
	挙人	0	1	5	11	0	17
	武進士	0	0	2	3	2	7
	武挙人	0	1	6	11	3	21
麦氏	進士	0	0	1	0	0	1
	挙人	2	0	8	5	3	18
	武進士	1	0	0	1	0	2
	武挙人	1	1	3	4	5	14
梁氏	進士	0	1	0	0	0	1
	挙人	4	1	4	2	0	11
	武進士	0	0	0	0	0	0
	武挙人	0	0	1	2	2	5
その他の 諸宗族	進士	1	0	1	2	0	4
	挙人	8	2	7	9	10	36
	武進士	0	0	1	2	1	4
	武挙人	1	4	12	14	4	35
古鎮・海 洲・曹歩 の諸宗族	進士	(2)	(0)	0	0	0	2
	挙人	(5)	(1)	5	2	2	15
	武進士	(0)	(0)	0	0	0	0
	武挙人	(0)	(0)	0	0	0	0

道光『県志』・光緒『県志』・民国『統志』の各選挙表及び『初志』人物篇人物表により作成。
『族譜』と『県志』にくいちがいがある場合は、原則として『県志』によった。李氏のうち雲歩李氏の族人であることが族譜によって確認されたものは除いてある。古鎮・海洲・曹歩は、雍正以前黄旗都に属していたため、()を付しておいた。

表8 大欖都有力4宗族の各宗族内房別科挙合格者数

	房	支房	進士	挙人	武進士	武挙人
何氏九郎派 (雲頭股)	長房⑦東里祖	⑩鳳隱祖	1	4	0	0
	二房⑦東溪祖	⑩桂庭祖	0	8	1	1
		⑩菊庭祖	0	1	0	0
		⑩対山祖	0	1	0	0
	三房⑦晦溪祖		0	1	0	2
合計		1	15	1	3	
何氏十郎派 (世聯股)	長房⑥顯民祖	⑩視叟祖	1	0	0	0
		⑩野樵祖	2	6	0	3
		⑩六橋祖	0	1	0	0
		⑩海野祖	0	2	0	0
		⑩建台祖	0	3	0	0
		⑩閑所祖	2	2	0	0
		⑩南橋祖	2	3	14	30
		⑩迎陽祖	0	1	0	0
		⑩南湖祖	0	4	0	4
	二房⑥顯礼祖		0	1	0	0
	三房⑥顯智祖	⑩若間祖	0	0	0	2
		⑩粵峯祖	0	3	0	1
		⑩純齋祖	1	6	2	2
	未詳		1	3	2	4
合計		9	35	18	46	
李氏 (雲歩李氏を除く)	三房⑤東圃祖	⑧与山祖	1	5	2	8
		⑧釣石祖	2	0	1	3
		⑦鱗江祖	0	8	2	6
		⑦鶴州祖	0	0	0	1
	未詳		0	4	2	3
合計		3	17	7	21	
麦氏	長房⑤南浦祖		0	0	1	2
	二房⑤中溪祖	⑦隣晦祖	0	2	0	1
		⑦益隆祖	0	11	1	4
		⑦汝実祖	1	3	0	6
	未詳		0	2	0	1
合計		1	18	2	14	

スペースの制約上、科挙合格者を出した房のみを掲げた。李氏と麦氏の「未詳」には、それぞれ泰寧李氏・雲歩李氏及び欖溪麦氏とは始祖または始遷祖を異にする李氏もしくは麦氏が含まれている可能性もある。

十郎派で科挙合格者を1名以上出している12支房について更に進士・挙人・武進士・武挙人の分散度をみると、進士・挙人、とりわけ挙人は各支房に比較的均等に散っているが、武進士・武挙人は圧倒的に長房南橋祖支房に集中している。南橋祖支房は“何百万”と称されていたという⑦図源の曾孫⑩士簡(号南橋)を支房の支祖とし、各人それぞれ20~30頃以上の土地を所有していたという“三品四泰五大振”の“三品”3兄弟と“五大振”5兄弟は、いずれもこの南橋祖支房に属する。時代別にみても、挙人は各時代比較的均等に出ているが、武進士・武挙人は乾隆期以降急増していることが明瞭である(表7)。その理由として、進士・挙人の

ばあい個人の素質ないし能力に依存する部分が大いなのに対し、武進士・武拳人は財力と武芸を習得する機会など一族の社会経済環境に左右される部分がより大きかったことが考えられる。

武科挙に合格するためには、弓・刀・掇石・騎射の技を磨かねばならず、武館に入門して教師の指導を受けるための費用は文科の10倍かかったといわれており、弓、馬、衣装に要する費用もかさみ、「富武窮文」の諺が生まれた。また、童試の受験生は当該県の教練担当の武拳人、武弁、武生の保証を必要とし、同姓者をまとめて一牌とするなど、応試の手続きないし条件も文科より煩雑で厳しかった、という。清代の武科挙は、武芸に優れた戦将を選抜する点ではそれなりの効用はあったものの、「運籌帷幄」＝地理や兵法に精通し戦略に長けた将帥を選抜するものではなく、また、武進士になっても授与される官位は低く、武拳人は下級武官の職にすらつけないものが多かった。こうして相応の社会的処遇を得られない武郷紳が多数滞留することになり、「重文軽武」の風潮のなかで彼らの一部は頂戴＝郷紳身分を護符として「武断郷曲」する存在となったのである。²⁷⁾

このように武進士・武拳人は投資に見合った社会的評価・処遇を得ることのない、いわば割の合わない身分であったにもかかわらず、乾隆期以降、特定の宗族から多数輩出されることになった。特定の宗族というのは、表7をみればわかるように、大欖都の有力宗族でも何氏十郎派と後出の李氏以外ではこの傾向はさほど顕著ではないからである。表7で、「その他」の項に一括りにして掲げた武拳人も乾隆期以降急増しているが、その内訳は、乾隆～同治の計26名中、鍾氏が9名、蕭氏が5名をしめており、やはり特定宗族への集中という傾向がみられる。鍾氏は後述するように、明末清初期に大欖都に移住してきたと推定されるが、乾隆期に有力宗族として浮上してきたとみられる新興宗族である。乾隆期は沙田の人工的造成が飛躍的に進んだ時期であり、富裕な宗族、そのなかでも有力な支派分房は、沙田取得と警備のための武力の養成を一族のいわば戦略として位置づけ、力をいれたのであるまいか。

李氏

民国『統志』、氏族によると清末民国初期、大欖都には李姓の宗族が計11氏居住していた。このうち8氏が小欖に、3氏が大欖に居住しており、移住時期が最も古く（移住後23世代）、丁口数も最多（3000）の族は小欖の泰寧李氏である。小欖で泰寧李氏について移住時期が古く（19世代）、丁口数も多い（800）のは、原吉（字凱祥）を小欖の始遷祖とする李氏で、この李氏は新会県の雲歩李氏の一支派である（5世で13の派に分支した中の一支派＝元派）。一方、大欖李氏の3氏中、2同族（2房）は任堂とその弟棕宇を始祖とし、新会県から来たとしている。任堂は雲歩李氏の新会への始遷祖棟（号任堂）で、棟の弟が棕（棕宇）である。²⁸⁾つまり、大欖李氏の2同族（2房）も同じく雲歩李氏の末裔と称しているわけで、小欖李氏とは遠祖に遡れば同宗ということになる。この大欖李氏は任堂・棕宇両房あわせて丁口数1000余でかなりの規模になるが、小欖への始遷祖・移住時期・世代数ともに記載がない。李氏にはこの他に5房を統べる「徳厚祠」李氏があがっているが、始遷祖名・居住地ともに記載がない（後出）。

泰寧李氏には、『泰寧李氏族譜』（民国三年・1914増修）がある。これによると、李氏は始遷祖必貴が南雄珠璣巷から小欖泰寧坊に遷ってきた。

前述したとおり、明初、衛所制度にもとずいて香山県には、広州右衛・広州後衛・広海衛の3衛がおかれた。⁽²⁹⁾『族譜』巻一、譜序に、「逮至三世光祖翁、為郷人領袖統率諸衛軍、分布攬土諸軍得所皆其功也」とあり、同巻二、三世祖光祖（元天曆二年～洪武？・1329～？）の条に、

時大明洪武二十七年甲戌、召民採集軍伍。當時為軍者皆有英雄之誇、公時翹楚一坊也、乃以賞附本郷人潘康阜集為正戸軍、公則為貼戸。故世貼康阜為大鵬所千戸所軍、遂為軍籍焉。

とあって、泰寧李氏の③光祖が大鵬所千戸所採集軍の正軍戸潘康阜に付して貼戸となり、軍籍にはいったことがわかる。⁽³⁰⁾

泰寧李氏は、5世で滄洲・寧菴・東圃・滄淵の4大房に分かれ、このうち三房東圃房が圧倒的に繁栄した。東圃房は明代中期、7世と8世で与山祖（⑧悦、成化十四年～嘉靖十年・1478～1531）支房・鈞石祖（⑧惇、成化二十年～嘉靖三十二年）支房・鱗江祖（⑦用政、天順三年～嘉靖二年・1459～1523）支房・鶴州祖（⑦用明、天順七年～嘉靖二年）支房の4支房に分かれ（表8）、各支房はその後さらに分支を重ねている。

万曆四十年（1612）、⑩李孫宸（字代玄、別字伯襄、諡文介、鈞石祖支房）が李氏最初の挙人、翌年進士に合格、翰林院庶吉士から国子監祭酒などを経て南京礼部尚書までのぼり、一躍李氏一族の家名を輝かせる。⑩孫宸以後、李氏は民籍に変わるが⁽³¹⁾、その後⑬翰芬が光緒二十一年（1895）進士に合格するまでめばしい人物は出ていない。

⑩孫宸が進士に合格した明末期の李氏の資産形成に関して、『族譜』の記述は乏しく、僅かに、⑩厥胤（字宇康、号印汀、嘉靖三十五年～崇禎十三年・1556～1640、鱗江祖支房）について、「公承先世遺澤、家業頗厚」とあり、他姓との争いを訴訟にもちこみ勝訴はしたが、「費家業亦多矣」とあり（『族譜』巻六）、⑫時進（字美綸、号霞峯、順治七年～康熙四十七年・1650～1708、鱗江祖支房）について、「承遺産数百畝、康熙中業析分五子」（『族譜』巻六）とあるくらいである。

始遷祖必貴を祀る泰寧李氏の大宗祠尚書大宗祠（⑩孫宸が礼部尚書になったことにより尚書の名を冠す）についても、『族譜』は「後於乾隆十九年遷出寧涌口東向」と記しているのみで、乾隆年間に移築されたことはわかるが、創建された時期は明らかでない。その後、“中心海”“鶴沙”“第四沙”など、計110余畝の祭田を列挙しており、これらの祭田は旧譜即ち康熙年間に刊行された族譜からの引用であるから、清初以前に創建されていたようである。おそらく⑩孫宸が進士になってから創建したのであろう。

この他、④仍衍（号耕樂）を祀る四世祖祠とその祭田計約430畝を始め、⑤東圃を祀る尚書五世祖祠と祭田約140畝、⑦用和（号潜溪）を祀る尚書七世祖祠（堂号百福）と祭田約78畝等々が記録されている。しかし、これらはほとんど旧譜即ち康熙譜の記録を再録したものであり、雍正年間以降の増加分については不明である。尚書七世祖祠については⑬紳（乾隆五十七年・1792挙人）による嘉慶十三年（1808）記の百福堂建祠記（『族譜』巻三）に乾隆四十六年（1781）建設に着手し始めたことが記されており、また「凡泰寧之族二千人、我祖之自出過半焉、乃不能建一專祠、何以為人子孫矣」とあることから、乾隆期、泰寧李氏の族人が約2000人

であったことを知りうる。

泰寧李氏の科挙合格者は、進士が前記①孫宸（万曆四十一年・1613，釣石祖支房）・⑧翰芬（光緒二十一年・1895，釣石祖支房）・⑩麟昌（光緒二十四年・1898，与山祖支房）の3名，挙人が⑭火地（康熙五十六年・1717，鱗江祖支房）から⑱福田（同治十二年・1873，鱗江祖支房）まで13名（未詳を除く），武進士が⑰功高（乾隆四十五年・1780，釣石祖支房）から⑳平西（光緒十五年・1889，与山祖支房）まで5名，武挙人が⑯燃光（雍正十三年・1735，与山祖支房）から⑲鎮邦（光緒十九年・1893，鶴州祖支房）まで18名である。表8に掲げた李氏の「未詳」は『族譜』中にその名を見出せなかったもので，おそらく泰寧李氏にも雲歩李氏にも属さない別の李氏一族であろう。

麦氏

麦氏には、『欖溪麦氏族譜』（光緒十八年・1892の序を付す。初修は乾隆三十六年・1771）がある。この『族譜』及び『郷土志』によれば，麦必達が珠璣巷から香山黄旗都の黄角村に遷居，必達の曾孫元俊が元至治三年（1323）に小欖麦局坊に遷来したとし，元俊を小欖麦氏の始遷祖としている。丁口数1800を数える。この他，大欖沙壟にも必達の弟必雄の子孫と称する麦姓2氏が居住しており，移住後21・22世代を経，丁口数合わせて750あるが，『欖溪麦氏族譜』が包括する範囲は必達の子孫のみである。

欖溪麦氏は④楽隠・楽耕で2支派に分かれ，楽隠派は5世で長房南浦房と二房中溪房に分支，二房はさらに7世で隣晦祖支房・益隆祖支房・徳敷祖支房・汝実祖支房に分支して，計5支房となった。④楽隠と始祖から三世祖までを祀る詩礼祠（堂号敦悦堂）を大宗祠としている。（④楽耕を祀る「四世祖祠」は別にある）

『欖溪麦氏族譜』には祭田・族人の行述などに関する記述が乏しいため，宗族の沿革を知る手がかりはほとんどない。科挙合格者についてみると，進士は⑯佑（乾隆三十四年・1796，汝実祖支房）1名，挙人は⑩徳孚（万曆二十二年・1594，隣晦祖支房）から⑲祈（光緒二十七年・1901，汝実祖支房）まで計18名出している。挙人は，清初の一時期を除きほぼ各世代継続して出ているが，支房別にみると益隆祖支房に集中している。武進士は⑨揮（嘉靖三十八年・1559，益隆祖支房）・⑰熾昌（道光十八年・1838，南浦房）の2名，武挙人は⑧文調（嘉靖三十七年・1559，汝実祖支房）から⑳樹芬（光緒十七年・1891，南浦房）まで14名である。

以上，大欖都の有力宗族4宗族の沿革を不十分ながら概観してきたが，つぎにこれら有力宗族相互の関係，そのもとで大欖都という地域社会の秩序がどのようにして維持されてきたか，という問題を検討する。

(ii) 自治組織

宋末，寧安郷（大欖都）の崗頭村に香山寨（砦）が置かれたのが開村の始めとされ，明清を通じてこの地に大欖巡檢司が置かれ，歴代巡檢が民政と治安を管轄，香山県地方権力の末端を担っていたが，嘉慶年間（1796～1820），郭婆帯・張保ら「海盜」の活動が活発化し，陸上の三合会と結びついて治安が悪化した。『粵東省例新纂』には，

香山順徳両県之小欖・黄圃・容奇・桂洲等郷，浜臨大海，匪盜出没靡常。先因海氛不靖，經各紳民按田抽費會議，各設公約，置造巡船，雇募壯丁，配足器械，防捕盜賊。⁽³²⁾

とあり、順徳県の容奇・桂洲とともに香山県の小欖・黄圃にも公約を設け、治安維持にあたることになった旨が記されている。しかし各時期の『香山県志』には小欖の公約に関する独立した記事はみあたらず、光緒『県志』巻十五、列伝の記事中に、

(何) 応魁捐金五百，為郷里倡設公約，分置巡船，卡口建礮台，督勇昼夜堵禦，与県令彭昭麟謀捕。土賊以絶内応，賊至不得逞。

とあり、何応魁が500兩を提供して公約を開設し、巡船を配置したことが記されている。何応魁は何氏十郎派南橋祖支房⑩応魁（字振沖，号春圃，生員）である。同じく何毅武の条にも

郷人拳毅武治郷約事。嘉慶己巳海賊郭婆帶等率賊船数十泊寨前海，人心洶洶。毅武倡捐團練，日夜堵禦。

とあり、『何氏九郎族譜』巻四，に「公于嘉慶年間辦郷約二十余年」とあって、何毅武が20余年間にわたって郷約をとりしきっていたことが記されている。何毅武は何氏九郎派桂庭祖支房⑪毅武（字純修，号卓堂，国学生，乾隆二十九年～道光八年・1764～1828）である。嘉慶期，小欖の公約に関する『県志』の記事は以上の通りであるが、『初志』には、やや詳しい説明がある。

『初志』によれば、嘉慶十四年（1809）、「郷人」が知県金毓奇に申し出て許可され、「欖郷公約（俗称公局）」を何舜拳祠に「増設」した。「約紳」は4人で「八股内人士」が担当し、主に何，李，麦3姓の人が充たった。公約は「郷中自治事務」を掌握していた。また，公局（公約）は武装壮丁250人（俗称二百五）を掌握し，鎮内の要所に配置，巡船18艘を所有して西海十八沙に配備した。これが「護沙隊」の発端である，という。⁶³⁾

公約がおかれたという何舜拳祠は，何氏十郎派南橋祖支房の支祖⑫士簡（号南橋）の父⑬選（字舜拳）を祀る祖祠である。「約紳」には「八股内人士」が充たったという「八股」については、『欖溪麦氏族譜』巻三，四世樂隱公の条に、

本祠前開欖都一四甲麦承祖戸。雍正七年，郷内倡建文昌・巡撫兩廟，始科六股。詩礼祠用麦承祖名聯合股份。乾隆十五年，闔郷倡建欖山書院，広六股爲八股。嘉慶九年，復稟准大憲設立公約，各股俱仍其旧。前後郷内派科股份銀兩，俱由樂隱祖項科出。

とあり，本祠即ち⑭樂隱祖を祀る麦氏の大宗祠である詩礼祠は，納糧戸として「欖都一四甲麦承祖戸」を開設していたこと，雍正七年（1729）に文昌廟・巡撫廟建設に際し初めて「六股」を設けて建設資金を（大欖都内の各宗族・各団体に）割り当てたこと，この時詩礼祠は，麦承祖（納糧戸名）の名義で「六股」に加わったこと，乾隆十五年（1750），欖山書院建設の際にこの「六股」を拡充して「八股」としたこと，嘉慶九年（1804）の公約（欖郷公約）設立の際もこの方法が踏襲されたこと，などがわかる。

「六股」・「八股」はもともと文昌廟・欖山書院などを建設するための醸金組織であった。欖山書院は，香山県で乾隆期以降相次いで設立されることになる書院の魁となった書院である。「六股」の内実は不明であるが，「八股」については『初志』に，「乾隆十四年，知県暴煜が郷人何紹禹らと八股を組織して出資金を集め合同で欖山書院を建設した。八股の内訳は，何雲頭（九郎）が1股，何世聯（十郎）が2股，李実（李氏尚書大宗祠）が1股半，麦承祖（麦氏詩礼祠）が1股，衛所が1股，五益堂（佑賢書院）が1股，及び六姓訴合書院が半股であった。」と記されている（185頁）。何紹禹は十郎派迎陽祖支房⑮紹禹（字英四，号芸菊，廩生）で，前出の米商何世寧と同房である。股は株＝資本金の単位のこと，一股当たりの金額は不明だが、

「八股」の内訳は何世聯が2, 李実が15, 何雲顕・麦承祖・衛所・五益同が各1, 六姓訴合書院が0.5の割合で書院建設資金を負担している。何雲顕・何世聯は、それぞれ九郎派と十郎派の同族組織名(図甲制上の納糧戸名)である。麦承祖については上述のとおりであり, 李実も同様に泰寧李氏の同族組織名である³⁴⁾。衛所・五益堂・六姓訴合書院についてはこの記述だけではその内容がうかがえないが, 道光『県志』巻末の付録に、『県志』刊行に参加した全県の「採訪勸募値事」(取材・募金担当者)と「簽助」(寄付者)の名簿が載っており, これら組織の内容をうかがう手がかりを与えてくれる。

表9は, 大欖都の道光『県志』刊行資金寄付者の姓と人数及び寄付金の合計額を募金単位ごとにまとめ『県志』の記載順に従って上から順に並べたものである。「欖都採訪勸募値事」には, 「生員何暹(九郎派桂庭祖支房⑩), 訓導何応文(十郎派粵峯祖支房⑪, 字昭泰, 前出“四泰”4兄弟の長兄), 举人李海晏(鱗江祖支房⑫), 举人麦縊(未詳)」の4名が挙がっており, 「簽助」には何雲顕股として計67名に上る九郎派族人の姓名が, 同様に何世聯股137名, 李実股84名, 麦承祖股74名, 六姓股計5姓59名, 三衛所計18姓49名, 五益同股計4姓62名, 「欖都各姓」計19姓57名, 末尾に「古鎮・曹歩・海洲」の計14姓54名の姓名が挙がっている。これにより, 乾隆十四年(1749)の欖山書院創設以来, 嘉慶十四年(1809)の公約設立を経て, 道光八年(1828)の『県志』刊行まで大欖都では, 何雲顕・何世聯・李実・麦承祖の四つの同族組織と六姓股(六姓訴合書院)・三衛所(衛所)・五益同股(五益同)などの組織が維持され, 教育・文化・治安維持などの「郷中自治事務」を掌握する組織として機能し続けてきたこと, また, 六姓股・三衛所・五益同股などの実体は複数の宗族の合同組織であったこと, を知りうるのである。つぎにこれら組織を構成している各宗族についてみていきたい。

〈六姓股〉

蕭姓; 民国『統志』, 氏族によれば徳受を始遷祖とする1氏のみで, 明初小欖に移住, 20世代を経て清末民国初期の丁口数800, 清代を通して6名の武举人を出しているが, 進士・举人は出していない。蕭姓19名はこの一族の族人であろう。

梁姓; 民国『統志』, 氏族に始遷祖を異にする計13の梁氏があがっている。うち1氏は淳化(字卿判, 号緒菴)を始遷祖とし大欖に居住する梁氏で, 『大欖梁氏族譜』(民国十五年・1926の跋を付す)があり, それによると大欖梁氏は宋末に珠璣巷から移住後600余年を経たとしており, 清末期の丁口数280余, 明景泰7年(1456)に⑬錫鵬が举人に合格して以来科挙合格者は出していない。小欖の梁氏で移住時期が最も古く丁口数も多いのは文璧を始遷祖とし, 25世代を経て1200人を擁する梁氏であるが, 『族譜』を欠いている。〈六姓股〉の梁姓18名中, 梁至光(監生)が大欖梁氏の19世孫であることが『族譜』によって確認できた以外, 残りの梁姓17名がどの梁氏に属する人物なのか知る手がかりがない。また梁姓は前掲表7のとおり明清を通じて計11名(内1名は梁錫鵬)の举人を出しているが, 同じくどの梁氏の族人なのか知る由がない。

李姓; 9名中, 武举人李子辰・李子正, 武生李子泰, 恩貢李殿書の4名は前出雲歩李氏の族人(元派21世と22世)であることが民国十七年重輯『雲歩李氏宗譜』(榮典譜)によって確認されるから, この李氏は李実股の泰寧李氏とは別の李氏一族である。残る5名も管見のかぎりでは李実股の李氏には含まれないようである。

伍姓; 3氏あるが, この伍氏は播義を始遷祖とし, 21世代を経, 丁口数500とされている伍

播義の一族であろう。他の2氏は移住後それぞれ8世代と10世代しか経ていない。

劉姓；6氏あるが、ここに挙げられている劉氏は締綬を始遷祖とし22世代を経、丁口数500とされている劉氏であろう。他の5氏は最も早いものでも13世代しか経ていない。

六姓股とあるにもかかわらず5姓の族人しか寄付者名簿になく、最後の1姓がどうなったのか不明である。

<三衛所>

明初、大欖都に置かれた広州右衛・広州後衛・広海衛の3衛所に淵源を有する。三衛所49名の中には18姓が含まれている。

表9 『県志』刊行資金寄付者 (大欖都)

	寄付者の姓・人数	計	金額
何雲顯股	何67	67名	158元
何世聯股	何137	137名	258名
六姓股	蕭19, 梁18, 李9, 伍7, 劉6	59名	104名
李実股	李84	84名	192名
麦承祖股	麦74	74名	122名
三衛所	三衛所 羅11, 張8, 譚・朱各5, 何3, 梁・董・袁・蔣各2, 馮・周・盧・孔・詹・孫・蔡・嚴・焦各1	49名	60名
五益同股	何22, 梁15, 鍾14, 李11	62名	104名
欖都各姓	鄧11, 左9, 陳6, 劉・盧各4, 蕭・譚・麦各3, 梁・吳・程各2, 欧・蘇・楊・高・藍・甘・羅・黄各1	57名	73名
古鎮・曹歩・ 海洲	蔡・袁各10, 李7, 陳6, 鄧・欧各4, 張3, 林・蘇・魏各2, 何・馮・劉・区各1	54名	91名

羅姓；49名中11名を占める。民国『統志』、氏族によると羅姓は5氏あるが、内1氏は大欖に居住し、璫（字怡峨）を始遷祖とし21世代を経、丁口数600を擁している。この大欖羅氏には民国七年（1918）重修の『大欖羅氏族譜』（初修は嘉慶五年・1800）があり、それによると、「二世乙堂公，三世康祥公隸欖都軍籍」（譜序）「我祖乙堂公年約七十有三，康祥公年約四十有八。維時父子偕從世襲錦衣衛百戶劉起晨公祖上，分屯広海衛軍，因遷於大欖東寧坊而居」（卷二，世系，三世祖康祥公の条）とあり，②乙堂・③康祥父子がともに世襲錦衣衛百戶劉起晨の下で広海衛軍に配属されていたことを記している。⁶⁹また，⑧志剛（字秉元，号健菴）の条に「公魁梧奇偉，為広海衛軍屯長丁，康熙癸卯冬遷徙欖都……」とあり，③康祥以降清初まで軍籍を世襲してきたことがわかる。この羅氏からは⑬珊・⑬琛兄弟がそれぞれ道光五年・同十九年（1825・1839），挙人に，⑨龍驤が雍正四年（1726），⑩夢龍が康熙五十九年（1720），⑩炳が乾隆元年（1736）に，それぞれ武挙人になっている。

張姓；羅姓について多く，8名いる。民国『統志』、氏族には，張姓は5氏あがっている。一方，『郷土志』巻七，氏族に「欖都小欖張族，始遷祖曰夢蘭，曰岱峰。由番禺石井遷小欖，同隸衛所軍籍，現伝十八世，人口八百余。」とあるから，ここに挙げられている張氏は，夢蘭・岱峰を始遷祖とし，明代に軍籍であったというこの張氏であろう。

その他の諸姓については『族譜』に基づいて確認することはできないが，明代に各地から集められた衛所の軍官，屯田兵の子孫であろう。清代雍正三年（1725）に衛所制度は廃止された

が、大欖都の社会組織・住民の自治組織としての衛所は維持されていたものとみられる。この中に明初、軍籍にあった李氏が含まれていないのは、李孫宸の代で軍籍から民籍に転じたためである。(前出)

<五益堂股>

何姓22名、梁姓15名、鍾姓14名、李姓11名から成るが、この中に既述の何姓(九郎派・十郎派)、梁姓(大欖梁氏)、李姓(泰寧李氏・雲歩李氏)の族人は、それぞれの『族譜』を一瞥した限りでは、含まれていないようである。

鍾姓；ここで初めて登場する。民国『統志』、氏族に、子良を始遷祖とし新会県棠下郷から遷居、12世代を経て、丁口数1200を擁する鍾姓1氏が挙がっている。移住後12世代を経たというのであるから、移住時期は明末清初の頃であろう。鍾氏からは鍾廷顕が嘉慶十二年(1807)、鍾栄光⁶⁰が光緒二十年(1894)、それぞれ挙人に合格、鍾天覚が乾隆二十一年(1756)に武挙人になったのを皮切りに、乾隆～嘉慶期に7名、道光～同治期に2名の武挙人を出している。乾隆～嘉慶期の武挙人に限って言えば、何氏十郎派に次ぐ数である。

『初志』の記述から佑賢書院(道光九年・1829、小欖に設立)はこの4姓の宗族が共同で設立したらしいことがわかる。五益同股を構成する4姓は、おそらく既出の何・梁・李3氏には属さない何・梁・李3姓と鍾姓の合同組織なのであろう。

<欖都各姓>

多い順に鄧姓11名、左姓9名、陳姓6名など計19姓を含んでいる。肩書きは、生員、武生、監生、武職、職員などで、五貢以上の有資格者は文武ともに含まれていない。

鄧姓；民国『統志』、氏族に7氏挙がっているが、7氏合わせても丁口数500に満たない。7氏中5氏はいずれも順徳県甘竹村から小欖に遷居しており、もとは同族であった可能性が高いが、始遷祖を基準にまとめたためか、それぞれ別個の宗族として扱われている。移住時期が最も古く丁口数が多いのは、瑞興を始遷祖とし、11世代を経、丁口数110の鄧一族である。ほかに、文裕を始遷祖とする一族について「至文裕乾隆間業商於小欖、因家焉。有子九人、遂開戸族。現歴六代、丁口六十余人」とあり、乾隆期に小欖に移住して商業に従事、戸籍を開くに至った新興の宗族である。なお、嘉慶十三年(1808)、鄧天申が武挙人に、咸豊六年(1856)、鄧夢魁が武進士になっているが、この両名がどの鄧氏の族人なのか知る由はない。

左姓；珍由を始遷祖とし、移住後19世代を経、丁口数250の1氏のみで、移住時期は比較的古い。文武ともに挙人以上の有資格者は1名も出ていない。

道光『県志』が編纂された道光八年当時(清代中期)、大欖都には150近い宗族が居住していたと推定されるから(古鎮・曹歩・海洲は除く。民国『統志』、氏族には古鎮・曹歩・海洲の宗族は1氏しかあがっていない)、六姓股、三衛所、五益堂股、欖都各姓のいずれにも含まれない宗族が90前後あったことになる。

ところで小欖では、菊を栽培、鑑賞、品評する風が盛んであったが、乾隆四十七年(1782)に菊花会を催すことになった。初めは不定期であったが、嘉慶十九年(1814)に嘉慶甲戌菊花会を開催して以後、同治十三年甲戌(1874)、民国二十三年甲戌(1934)と60年に1度、大規模な建醮菊花会を開催するに至った。この建醮菊花会については、既に田仲一成氏による研究があり、宗族の勢力関係・菊花会の主催組織・上演された演劇内容などの時代変遷が包括的に

考察されている。表10は田仲氏の研究をふまえ、民国二十三年刊『中山欖鎮菊花大会彙編』⁽⁹⁷⁾に基づいて菊花会開催単位と上述の小欖自治組織との対応関係を示したものである。「～姓」「～族」「～氏」が混在しているのは、上記『彙編』記載の用語をそのまま使用したためである。

嘉慶菊花会の開催単位は「菊社」で、表10に掲げた通り計10の「菊社」が結成された。何太卿大宗祠・何内閣大宗祠・李尚書大宗祠・麦姓祖祠はそれぞれ何氏九郎派・何氏十郎派・泰寧李氏・欖溪麦氏の大宗祠で、「八股」内の4宗族に対応している。李慕橋祠は泰寧李氏与山祖支房^⑩厥初(字宇純、号慕橋)以下16世までを祀る宗祠である。蕭姓大宗祠は上述「六姓股」中の蕭氏の大宗祠であろう。梁岱峯祠と泰寧道果堂は未詳。衛籍については、上記『中山欖鎮菊花大会彙編』中の「(民国二十三年)衛所菊花会勸捐小引」に、「(衛所)十六所屯丁聚處…我衛所戸逾十千」とあり、民国期まで衛所組織は維持され、戸口は万を超えていたことがわかる。四図は、第四の図に属する新興宗族の連合組織であったと推測される。⁽⁹⁸⁾

表10 小欖自治組織と菊花会開催単位対照表

八股 (乾隆14年)	菊社 (嘉慶19年)	『県志』寄付単位 (道光7年)	菊花会 (同治13年)	菊花会 (民国23年)
何雲頭(九郎) 何世聯(十郎) 李実 (尚書大宗祠)	何太卿大宗祠 何内閣大宗祠 李尚書大宗祠 李慕橋祠	何雲頭股 何世聯股 李実股	欖郷 李姓	欖鎮 何族 何氏流慶堂 何氏寫環堂 李族
麦承祖 (麦氏詩礼祠)	麦姓祖祠	麦承祖股	麦姓	麦族始興 麦樹徳堂 欖溪麦三華祠 甘劉両姓
六姓訴合書院 五益堂 (佑賢書院)	蕭姓大宗祠 梁岱峯祠 四図 泰寧道果堂	六姓股 五益堂股 欖都各姓	 大欖	欖鎮新市街 欖鎮慈恩坊大廟前 沙口崗洲社 欖鎮円美巷 下基二三社 小欖南門直街 欖鎮北区 大欖 衛所
衛所	衛籍	三衛所		

表10の「八股」、菊社、『県志』寄付単位、同治菊花会、民国菊花会の対応関係をみると、有力4宗族の大宗祠＝宗族組織は同治菊花会を除きいずれにも加わっている。同治菊花会の主催団体が少ないのは、同治十三年(1874)が同治帝崩御の年にあたったためであろう。何環(十郎派^②、後出)が自肅令を出したといわれている(『初志』)。何環は、同治十一年十月、父の喪に服するため両江総督の職を辞して帰郷、光緒二年(1876)まで小欖にとどまっていた(民

国『統志』卷十一，列伝)。菊花会そのものは開催され、何氏兩宗族とも大宗祠に会場を設営し、対聯を掲げてはいるが、おそらく同族である何璟の自肅令に従って主催団体には顔を出さず、「欖郷」全体の背後にかくれた形をとったものと推測される。李氏と麦氏以外の諸宗族や衛籍の諸宗族もこれに追随したのではあるまいか。民国菊花会の開催団体として新たに登場したものの多くは商店街組織とみられ——例えば、「欖鎮新市街甲戌菊花会小引」に「本街人専商務」とある——、商人勢力の台頭を反映していると考えてよいであろう。

大欖都の自治組織は有力4宗族を中核とし、その周囲に六姓股・五益堂・衛所など中小宗族の合同組織があり、その下には、宗祠建設や『族譜』編纂などを通じて独自の宗族組織を形成するに至っていない、移住後日の浅い新来の宗族や零細弱小の宗族（他郷・他県の大宗族の支派を含む）が多数存在したと推測される。4宗族の中では何氏十郎派が、経済力・政治力・武装力ともに他を圧していた。前に見たとおり何氏九郎派、十郎派、泰寧李氏は、明末期にそろって進士を出し（嘉靖二十年・1541、九郎派の何派行が進士に合格するまで大欖都から進士は出していない）、何派行が太僕寺正卿、何吾驕が礼部尚書、李孫宸が南京礼部尚書、といずれも中央政府の高官となり、大欖都の望族として轡を並べてスタートした形だが、「八股」の内訳・科挙合格者数などからみると、その中から何氏十郎派が抜きん出てきたものとみられる。その時期はおそらく清中期＝乾隆・嘉慶期であろう。清中期は、東海十六沙・西海十八沙における沙田開発が飛躍的に進んだ時期であり、大欖都への移住者が急増した時期でもある（第22号参照）。そしてこの頃から十郎派、中でも南橋祖支房は武進士・武拳人を多数輩出し始める。前に、富裕な宗族が沙田取得と警備のための戦略として武生の養成に力をいれたのではないかと述べたが、何氏十郎派の場合単に一族の沙田経営の必要上、宗族武装に力を入れたというに止まらず、新来の多くの弱小宗族を束ね、急増する人口を傘下におさめて大欖都全体の支配権を掌握するための政治的・社会的戦略があったのではあるまいか。何氏九郎派と十郎派が明末以来別々に大宗祠を有しながら、同治十二年（1873）になって兩派共通の始祖①菓を祀る僕射祖祠の祭田を購入・管理するため初めて「万福会」を合同で組織し、「同族結合」を強化し始めたのも、他の有力2氏（李・麦）を抑えて寡頭支配を実現するためであったと考えられる。

武進士・武拳人らにたいする社会的評価は、一般には低いとされるが、『県志』列伝に例えば、何氏十郎派②長清について「服官三十余年，……戎事余間兼耽翰墨，有儒将風」（民国『統志』卷十一，列伝）とあり、小欖最初の武進士となった③麦揮については、初め「文」を志したが後「武」に転じたこと、著作に『周易講意』があることが記されている（乾隆『県志』卷六，人物，武功）。また、咸豊二年（1852）の進士で何氏十郎派の④瑞丹については、「胆略過人，尤以劍技聞」とあり、天地会反乱では、「獲巨寇某，手劍戮之」とあるなど、（民国『統志』卷十一，列伝），武将も文の嗜みがあり、文官も武術に優れていることが讃えられており、小欖では武人・武術を尊重する「尚武」の気風が残っていたようである。それはおそらく、明代、小欖に衛所がおかれ、沙田開発が屯田兵によっておこなわれたこと、「当時爲軍者皆有英雄之誇」（前出）とあるように軍人であることは誇りであったこと、そして何氏九郎派、泰寧李氏などの望族も軍籍からスタートしていることなどに由来するのであろう。

さらに、何氏十郎派の科挙合格者の多くは、実際に文武の官職を経験しているものが多い。外地で実地に行政・軍事の経験をつんだ郷紳と科挙資格を有するのみの郷紳とでは地域社会に

及ばず影響力が自ずと異なるであろうし、地方政府との関係においても、行政経験の有無、官界における人脈などの点で差が出てくるであろう。この面から小欖の科挙合格者についてみると、進士で翰林院・五寺・六部などの中央官庁もしくは地方長官クラスの職位を得た者は、明代に何派行（太僕寺卿，九郎派⑪）・何吾驥（礼部尚書，十郎派⑬）・李孫宸（南京礼部尚書，泰寧李氏⑩）・盧兆龍（太常寺少卿）の4名，清代に梁雲扶（吏部主事）・麦佑（刑部山西司郎中，欖溪麦氏⑯）・何璟（翰林院編修，閩浙総督兼署福州將軍，十郎派⑳）・何瑞丹（翰林院庶吉士，十郎派㉑）・何友濟（刑部安徽司主事，十郎派㉒）・何子銓（戸部員外郎，十郎派㉓）・李翰芬（翰林院編修，広西提学使，泰寧李氏⑱）・何作猷（翰林院編修，甘肅甘州府知府，十郎派㉔）の8名で，この8名中，5名が何氏，しかも全員十郎派の族人である。挙人では，知府・知県の職を得た者は，明代8名に対し，清代は18名で，内，7名を十郎派がしめている。一方，清代の武進士は何定江（浙江提督，十郎派⑱）・何長清（広東水師提督，十郎派㉕）・李功高（署川北鎮総兵，泰寧李氏⑰）・何觀元（貴州古州鎮総兵，十郎派㉖）・麦熾昌（重慶鎮総兵，欖溪麦氏⑰）・何長栄（四川重慶・松藩・建昌・川北諸鎮総兵，十郎派㉗）・李平西（貴州鎮遠鎮総兵，泰寧李氏㉘）等，そのほとんどが従一品から正五品までの武職についている。

清代，最も高位に上った小欖出身者は，文官では閩浙総督何璟，武官では浙江提督何定江と広東水師提督何長清で，いずれも何氏十郎派の族人である。何璟の祖父⑲文明（閑所祖支房）は乾隆四十四年（1779）の挙人で，河南省内の洧川県など数県の知県を歴任している。その子㉑曰愈は捐例によって州吏目を得，四川省に分発，署墊江県典史を振り出しに，少数民族と漢族の融和をはかるなど地方行政の実績をあげ，四川の岳池県知県・署屏山県知県などを歴任した。その子が㉒璟である。㉒璟（字伯玉，号小宋，道光二十七年・1847進士，）は，翰林院編修から江南道監察御史，戸科給事中等を経て，同治元年（1862），両江総督曾國藩の幕僚となり，福建・山西・江蘇各巡撫，署両江総督兼弁理通商事務大臣，閩浙総督兼署福州將軍などを歴任した。第二次アヘン戦争の際は，広州を占領した英仏軍に対し，広州周辺の団練を集めて広州を包囲する策などを上疏すること8度に及んだという。武官の⑱定江（字景宗，号静軒，乾隆四十五年・1780 武進士，南橋祖支房）は何氏十郎派最初の武進士で，浙江・福建海域で海盜の掃討に度々功をたて，浙江定海鎮総兵を経て浙江提督まで昇進した。㉕長清（字揚宗，別字楡庭，同治二年・1863 武進士，純斎祖支房）は「父（⑲展鵬）の遺命」を奉じて雲南に赴き，回民起義鎮圧に従事，大理府城の奪回等に功をあげた後帰郷，光緒十三年（1887），香山・順徳・新会などの治安対策のため，両広総督張之洞の推薦により，署香山副将に昇任，郷紳らを集めて郷局章程を定めた。さらに署北海鎮総兵などを経て，広東水師提督を授けられた。『県志』列伝には，「服官三十余年，……戎事余間兼耽翰墨，有儒将風」とあり，両広総督李瀚章は「謀勇兼優，調度有方堪，勝総兵之任」と上奏したという。その兄㉖長栄（字栄宗，別字榴庭，同治元年・1862 武進士）も四川の重慶・松藩・建昌・川北諸鎮の総兵を歴任，任に卒している。（民国『統志』卷十一，列伝）

何氏十郎派は，沙田経営と商業活動によって蓄積した財力に基づいて，多数の郷紳・武郷紳を輩出し，総督・知府・知県などの地方官もしくは地方行政経験者，提督・総兵などの武官あるいは武職経験者を擁して政治的にも軍事的にも圧倒的優位に立ち，大欖都という地域社会の「自治」を総攬していた，といえる。（待続）

註

- (20) 高华载・梁华海主编『小欖鎮初志』, 1986, 6頁・158頁及び第22号註④参照。
- (21) 新会河村(後, 新会県城尚書坊に遷る)の何氏は貴一郎の, 番禺沙湾の何氏は貴六郎の子孫などと称している。これら珠江三角洲各県の何氏の来歴と相互関係については, 刘志伟「祖先系譜的重构及其意义——珠江三角洲一个宗族的个案分析」『中国社会经济史研究』, 1992年第4期, に示唆に富む指摘がある。
- (22) 『初志』233頁に, 「僕射何公祠 清同治十二年(1873)由九、十兩房組合万福会積資合建」とあり, 同治年間に初めて祖祠が建設されたように記しているが, 『何氏九郎族譜』巻一に, 十郎派⑭何聲道が記した「創建僕射祖祠原序」が収載されていることからみて, 祖祠が創建された時期は明末清初期であろう。
- (23) 『初志』158頁・309頁。なお, 同書99頁には, ⑥顯民(号月溪)・⑦図源父子は合わせて私田3万8400余畝を有していた, とある。
- (24) 『農業志』一の78頁・85頁。
- (25) 黄启臣「明清珠江三角洲的商业与商业资本初探」『明清广东社会经济形态研究』, 广东人民出版社, 1985。
- (26) この他, 何品懐が小欖最大の塩商人であったとしている。長房南橋祖支房20世はそのほとんどが字に品の字を用いており, 何品懐もこの支房の同輩ではないかと推測されるが, 確認できない。
- (27) 许友根『武举制度史略』, 苏州大学出版社, 1997, による。武科挙に関する研究はほとんど未開拓の分野に属し, 例えば楊君勳『清代的武科考試』, 東方雜誌, 復刊5-2, 1971, も武科挙受験の手続き, 修練の実態, 武郷紳が果たした社会的役割等の問題には触れていない。
- (28) 拙稿「珠江デルタの地域社会」『東洋文化研究所紀要』第124冊, 平成6年, 参照。
- (29) 本稿II(2)(ii)西海十八沙の項参照。
- (30) 『泰寧李氏族譜』巻二, 三世祖光祖の伝及び『大欖羅氏族譜』巻二, 世系。明代の衛籍・軍戸に関しては, (1)川越泰博「明代軍事史に関する研究状況をめぐって」『明清時代史の基本問題』, 汲古書院, 1997, (2)顾誠「談明代的卫籍」『北京師範大學學報』(社科版), 1989年第5期, (3)于志嘉「明代軍戸の社会的地位について——科挙と任官において——」『東洋學報』第71巻第3・4号, 1990, 等参照。于志嘉論文によれば, 「塚集軍」は「二・三の戸を合せて一つの単位とし, 正軍戸から一丁を出して軍役に就かせ, 外の戸を貼戸にして軍装を幫貼せしめる」ものであり, 明初, 民戸から軍丁を選出する時に使った方法だという。大鵬所千戸所がどの衛に属するかは未詳。
- (31) 『郷土志』巻七, 氏族に「欖都小欖李族、始遷祖必貴、……孫光祖隸大鵬軍、八伝至尚書文介公孫宸、始改民籍」とあり, 孫宸の代で軍籍から民籍に変わったことがわかる。
- (32) 『粵東省例新纂』巻五, 兵例, 輯捕, 「香順紳民設立公約輯捕」。
- (33) さらに, 嘉慶十九年, 兩広総督那彦成が「五堆」を設立, 壯丁328名と巡船6艘を募集して水陸の要衝に配置した。「五堆」は, 東・西・南・北・中の5ヵ所——おそらく小高い丘——に設けられ, 公局が兵員を派出した, という。「欖郷公約」に関しては, 何仰鎬「小欖創建及其沿革」『僑港欖鎮同郷会六十周年紀年特刊』, 1981, を参照。本資料は田仲一成氏のご好意により見る事ができた。なお, 『初志』の記述もこの何仰鎬氏の文章をほとんどそのまま引いている。
- (34) 『初志』101頁に, 康熙三年, 「郷中三図里排何世聯、李実、梁鴻業等」が総督・巡撫に遷海を免除してほしい旨請願したが聞き入れられなかった, とする, 麦応榮『欖溪劫灰録』に基づく記述がある。『大欖梁氏族譜』にも, 「康熙三年三図里排何世聯等……」の語がみえる。

- (35) 康熙『県志』巻九、屯田、に「広海衛屯田地畝、……大欖屯田原列四所、一劉起辰(晨)所、一張鑑所、一錢応所、一陳鑑所、共税八十五頃九十三畝……。」とある。
- (36) 鍾栄光は1889年、アメリカ人が開設した教会学校格致書院で教鞭をとることになり、洗礼を受け、賭博・アヘンなどをやめ、側室と婢を解放した。一方、鄭士良・孫中山らと交遊があり、1895年、興中会に加入、辛亥革命後は、孫中山に招かれて広東省教育司長に任じた。コロンビア大学研究院で教育行政を研究するなどし、後、嶺南大学校長となった。『初志』337～38頁。
- (37) 『中山文献』(八)、学生書局、1986、所収。
- (38) 道光期、大欖都には税糧徴収単位である図が4図設けられていたから、この4図が連合して1菊社を組織していたと考えられなくもないが、その場合「四図菊社」は実質的に大欖都内有力宗族の連合組織ということになる。しかし、そのような宗族連合組織としては欖山書院の建設母胎となった「八股」がある。一方、前出の李徳厚祠について、民国『続志』、氏族に、

于乾隆四年、偕鍾人有及各姓始。開四図、分列十甲、編分戸口。惟徳厚祠名曰一甲李大盛戸、現歴二十代、丁口一千八百余人。

という記述がある。即ち、李氏が乾隆四年(1739)に、鍾人有及びその他の各姓とともに初めて四図＝第四の図を開設し、10甲を編成した——前掲註①の片山論文によれば、道光二十四年(1844)まで制度上は図が残存していた——李徳厚祠は新設した第四図10甲中の1甲李大盛戸を指し、移住後20世代を経、丁口数1800を数える。(李大盛は図甲制上の納糧戸名であると同時に、同族組織名であり、この一族の大宗祠が李徳厚祠であろう)そして第四図を構成する残りの9甲には鍾族をはじめとする「各姓」が含まれていたという意に解される。

ところで前掲註①の蕭鳳霞論文に、小欖麦氏の士紳が記した『行年録』から次のような記述が引用されている。

五十歳、嘉慶十九年甲戌、通郷開菊花大会。因上年菊花戲、各股遂起意作第三次大会、已于第二次会相隔二十四年矣。何家兩所、李家一次(所)、俱各在大宗祠擺列、本家在六世祖祠、街所在聖帝廟、蕭家在大宗祠、四図在鍾家祠。此外、李家慕橋祠別一所、羅涌梁家一所、帥府又一所。

これによって「四図」は鍾氏の家祠に会場を設けていたことがわかる。鍾氏は前出五益堂股のところで述べたように、丁口数1200、移住時期は明末清初の頃と推定され、乾隆後半から科挙合格者、とりわけ武挙人を多く出しており、「四図菊社」が李氏・鍾氏ら新興宗族の連合組織であった、との推測を裏付けている。なおこの記述を表10と照らしあわせてみると、羅涌梁家は梁岱峯祠に、帥府は泰寧道果堂に対応している。街所は衛所の誤記であろう。